

平成 27 年 8 月 21 日

警察庁警備局警備企画課第 6 係 御中

一般社団法人全国銀行協会

「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等に対する意見の提出について

平成 27 年 7 月 24 日付けで意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「国際テロリストの財産凍結法施行令案」等に対する意見等

項番	施行令、 施行規則の別	対象条項	意見・質問
1	施行令	第4条	以下の取引は制限される行為に該当しないとの理解でよいか。 ①預金小切手の発行（現金対価による作成） ②小切手帳・手形帳の発行
2	施行令	第4条	すでに発行済みの小切手帳・手形帳について、発行を受けた者が、後に公告国際テロリストに該当することとなった場合、その者から、発行済みの小切手帳・手形帳を回収することは求められないとの理解でよいか。
3	施行令	第4条	外貨建てのプリペイドカード（前払式支払手段）の「売渡」について、本法で制限される行為には含まれないとの理解でよいか。 （本商品の取扱いに関し、資金決済法、犯収法、外為法等の関連法令を順守している前提）
4	施行令	第4条	一般的に国内に流通している、商品券やギフトカード、また、プリペイドカード（資金決済法上の前払式支払手段）の「売渡」について、本法で制限される行為には含まれないとの理解でよいか。また、資金決済法上認められている範囲内での、前払式支払手段の「払戻し」について、本法で制限される行為に含まれるのかご教示いただきたい。
5	施行令	第5条	貴金属、土地、建物や外貨建の取引等に関し、その価額が規制対象財産の基準額1万5千円を超えるかどうかを判断するための換算基準についてご教示いただきたい。
6	施行令	第5条	同一の公告国際テロリストとの間で、1万5千円以下の取引を複数同時に行い、その合計額が1万5千円超となった場合には、規制対象財産の基準額1万5千円を超えるとみなされるとの理解でよいか。
7	施行令	第5条	政令で定める規制対象財産の閾値となる価額について、現状案では1万5千円となっているが、犯収法や外為法における現金取引と平仄をとり、10万円としていただきたい。
8	施行令	第6条第1号	次の各取引が、預貯金に係る債務の履行として許可を要する取引の範囲に含まれるか否かを確認したい。 ①公告国際テロリストが公告・指定前に契約した口座振替契約にもとづく、公共料金や公租公課等の自動引落し ②公告国際テロリストに対する貸出金の約定弁済や利息・手数料の引落し ③公告国際テロリストの口座に誤って振り込まれた資金の組戻し（すでに口座に入金されている場合） ④公告国際テロリストの口座に誤って振り込まれた資金の組戻し（まだ口座に入金されていない場合）

項番	施行令、 施行規則の別	対象条項	意見・質問
			<p>⑤公告国際テロリストから行う貸出金と預金の相殺</p> <p>⑥銀行から行う貸出金と預金の相殺</p> <p>⑦公告国際テロリストの死亡後、相続人により分割承継された預金の払戻し (ただし、戸籍等により死亡の事実は確認できるが、法第3条第3項、法第7条にもとづく抹消・取消し前である場合)</p>
9	施行令	第6条第1号	<p>本法における「預け金」については、貯蓄性のある預け金を要件とされているという理解でよいか。 (外為法における「預け金」は貯蓄性を要件とされていない。)</p> <p>もし、要件とされているのであれば、政令案において「預貯金等に係る債務」は、貯蓄性のある預け金に限ることにつき明文化していただきたい。</p>
10	施行規則	第1条ほか	<p>公告・指定の対象者について、官報による公告をするだけでなく、経済制裁措置対象者に係る財務省の「外為法関連情報 E-mail サービス」のように、簡便でリアルタイムに情報提供を受けられるツールを提供していただきたい。</p>
11	施行規則	第20条	<p>公告国際テロリストから許可証を提示された相手方は、許可の事実の有無等について、最寄りの警察署等に問い合わせることができるようにしていただきたい。</p>
12	施行規則	第20条	<p>許可証余白または裏面に、相手方が当該許可に係る取引を実行した日付・金額等を記録する欄を設け、許可証にもとづく取引の履歴が分かるようにしていただきたい。</p>
13	施行規則	第20条	<p>公告国際テロリストから許可証の提示を受けて取引に応じた相手方は、許可にもとづく取引であった旨の証跡（許可証写しの取得・保管、許可番号の記録等）を残す必要があるという理解でよいか。</p>
14	その他	法第3条・第4条	<p>公告国際テロリストの追加指定・解除については、外為法にもとづく規制の適用を受ける経済制裁対象者の追加指定・解除と同じタイミングで行われるのか。また、公表される公告国際テロリストの情報の内容は、経済制裁対象者のものと同ーか。</p>
15	その他	法第15条・第21条	<p>法第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業者等に対しては、同法第21条に基づき、「同条の規定による行為の制限に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言」が行われるとされているが、具体的にどのような「情報の提供又は指導若しくは助言」をいただけるのかご教示いただきたい。</p>
16	その他	法第15条	<p>法第15条第3号に規定する「規制対象財産の売却、貸付けその他の処分」のうちの「その他の処分」の具体的な内容についてご教示いただきたい。</p>

項番	施行令、 施行規則の別	対象条項	意見・質問
17	その他	法第 15 条	預金小切手を持参した者に支払を行う場合、裏書に記載されている者が公告国際テロリストであった場合でも、請求者への支払いは、制限される行為には含まれないとの理解でよいか。
18	その他	法第 15 条	公告国際テロリストから T/C を買い取った者から、更に、当該 T/C を買い取る行為は、制限される行為には含まれないとの理解でよいか。 また、他の事業者（公告国際テロリストを除く）から T/C を買い取る際、当該 T/C の券面上の署名（ホルダーズ・サイン及びカウンター・サイン）が公告国際テロリストのものでないことを都度確認する必要はないとの理解でよいか。
19	その他	法第 15 条	顧客から T/C を買い取った後に、当該顧客が公告国際テロリストに指定された場合、当該 T/C に係る発行銀行への資金請求は、制限される行為には含まれないとの理解でよいか。
20	その他	法第 15 条	金融機関のサービスを利用して第三者間で行われる取引について、当該サービスを提供している金融機関は取引の当事者には該当しないとの理解でよいか。（例：海外発行のキャッシュカードやクレジットカードによる国内 ATM からの現金引出について、当該カードの発行体ではない金融機関や ATM 運営会社は取引の直接の当事者には当たらず、本法令の直接の対象には当たらないとの理解でよいか。）
21	その他	法第 25 条	「日本国内に住所地等がある者」（法人のケース）の定義を明確化していただきたい。例えば、外為法では、5 条（適用範囲）で「本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。」とされている。
22	その他	法第 30 条第 3 号	法第 30 条柱書に「(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)」と規定されているが、事業者が同条第 3 号に該当した場合、事業者ではなく、「その役職員又は構成員」が罰則を受けることになるという理解でよいか。また、その理解でよい場合、第 30 条第 3 号に該当したことをもって「その役職員又は構成員」に対して一律に罰則が適用されるのではなく、罰則の適用の判断にあたっては、個別の事情を勘案していただけるとの理解でよいか。

以上